

騒音規制法・振動規制法による

特定施設届出の手引

目次

- 1 特定施設とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 2 特定施設一覧、規制対象施設一覧・・・・・・・・ P 1～3
- 3 手続きの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4
- 4 設置時の届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4
- 5 届出書記入例、添付図面等の例・・・・・・・・ P 5
- 6 設置・変更時の届出一覧・・・・・・・・・・ P 10
- 7 届出についてQ&A・・・・・・・・・・・・・・・・ P 11
- 8 特定施設についてQ&A・・・・・・・・・・ P 12
- 9 公害防止の方法・・・・・・・・・・・・・・・・ P 13
- 10 特定工場等に係る規制基準・・・・・・・・・・ P 14
- 11 特定工場等に関する法律・・・・・・・・・・ P 15
- 12 特定施設の騒音・振動レベル・・・・・・・・ P 16
- 13 日常生活の騒音・振動レベル・・・・・・・・ P 18

東京都北区生活環境部環境課

特定施設とは

騒音規制法・振動規制法では、著しい騒音・振動を発生する施設を特定施設（表①、表②）として規定しています。これらを設置する工場又は事業場を特定工場等といい、指定地域（北区全域）内に特定施設を設置する者は、規制基準（P14、P15）の遵守及び設置・変更の際には事前に届出を行わなくてはなりません。ただし、電気事業法に規定する電気工作物又はガス事業法に規定するガス工作物は、電気事業法又はガス事業法の規定が適用されます。

特定施設一覧

表① 騒音規制法の特定施設（法第2条、令第1条、別表第1）

特 定 施 設 名	
1 金属加工機械	イ 圧延機械 （原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上のものに限る。）
	ロ 製管機械
	ハ ベンディングマシン（ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。）
	ニ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）
	ホ 機械プレス （呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上のものに限る。）
	ヘ せん断機（原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。）
	ト 鍛造機
	チ ワイヤフォーミングマシン
	リ ブラスト （タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。）
	ヌ タンブラー
ル 切断機（と石を用いるものに限る。）	
2. 空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。）	
3. 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機 （原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。）	
4. 織機（原動機を用いるものに限る。）	
5. 建設用資材 製造機械	イ コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45m ³ 以上のものに限る。）
	ロ アスファルトプラント （混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。）
6. 穀物用製粉機 （ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。）	

7 木材加工機械	イ ドラムバーカー
	ロ チッパー（原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。）
	ハ 碎木機
	ニ 帯のこ盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kW以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。）
	ホ 丸のこ盤（同上）
	ヘ かな盤（原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。）
8. 抄紙機	
9. 印刷機械（原動機を用いるものに限る。）	
10. 合成樹脂用射出成形機	
11. 鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）	

※9.8 キロニュートン=1 トン 294 キロニュートン=30 トン

表② 振動規制法の特定施設（法第2条、令第1条、別表第1）

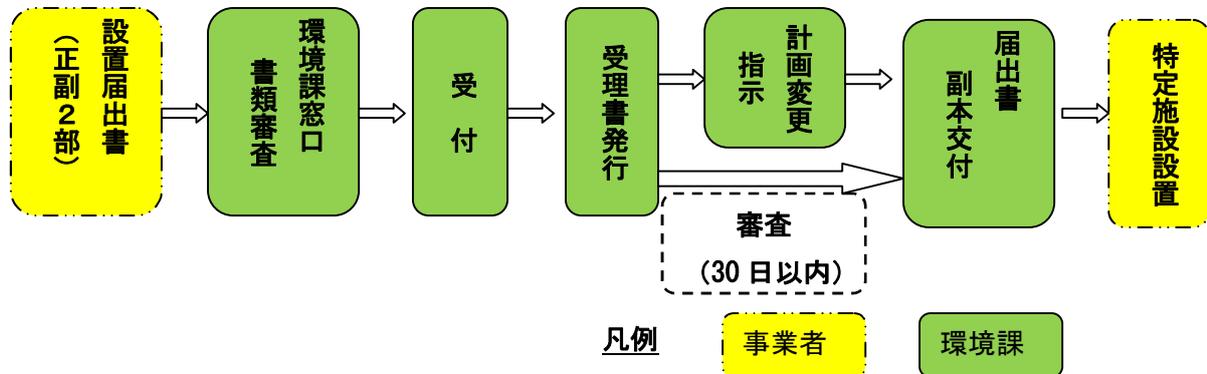
特定施設名	
1. 金属加工機械	イ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）
	ロ 機械プレス
	ハ せん断機（原動機の定格出力が1kW以上のものに限る。）
	ニ 鍛造機
	ホ ワイヤフォーマシングマシン （原動機の定格出力が37.5kW以上のものに限る。）
2. 圧縮機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）（冷凍機を除く。）	
3. 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機 （原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）	
4. 織機（原動機を用いるものに限る。）	
5. コンクリートブロックマシン （原動機の定格出力の合計が2.95kW以上のものに限る。） 並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械 （原動機の定格出力の合計が10kW以上のものに限る。）	
6. 木材加工機械	イ ドラムバーカー
	ロ チッパー（原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限る。）
7. 印刷機械（原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限る。）	
8. ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機 （カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kW以上のものに限る。）	
9. 合成樹脂用射出成形機	
10. 鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）	

規制対象施設一覧

区 分		騒音規制法		振動規制法		環境確保条例				
施 設 名		施設番号	原動機の定格出力等	施設番号	原動機の定格出力等	工場 (別表第1)	指定作業場 (別表第2)			
金属加工機械	圧延機械	1-イ	合計が22.5kW以上	/		① 金属線材（管を含む。）の引き抜き（以下略） 次に掲げる物品の製造、加工または作業を常時行う工場。 三 二一（抜粋） 定格出力の合計が2.2kW以上の原動機を使用する物品の製造、加工または作業を常時行う工場。 二 定格出力の合計が0.75kW以上の原動機を使用する物品の製造、加工または作業を常時行う工場。 一 定格出力の合計が0.2kW以上の原動機を使用する物品の製造、加工または作業を常時行う工場。	三二一（抜粋） レディミクスコンクリート製造場（自動車等の収容能力が20台以上のものに設置するものを除く。） 自動車駐車場（自動車等） 自動車ミナル（以下略）			
	製管機械	1-ロ								
	ベンディングマシン	1-ハ	ロール式で3.75kW以上							
	液圧プレス	1-ニ	矯正プレスを除く					1-イ	矯正プレスを除く	
	機械プレス	1-ホ	呼び加圧能力294キロニュートン以上					1-ロ		
	せん断機	1-ヘ	3.75kW以上					1-ハ	1kW以上	
	鍛造機	1-ト						1-ニ		
	ワイヤーフォーミングマシン	1-チ						1-ホ	37.5kW以上	
	ブラスト	1-リ	タンブラスト以外で密閉式を除く							
	タンブラー	1-ヌ								
	切断機	1-ル	と石を用いるものに限る							
空気圧縮機及び送風機		2	7.5kW以上							
圧縮機				2	7.5kW以上 (冷凍機除く)					
土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機		3	7.5kW以上	3	7.5kW以上					
織機		4	原動機を用いるもの	4	原動機を用いるもの					
建設用資材製造機械	コンクリートプラント	5-イ	気ほうコンクリートプラントを除き混練容量0.45m ³ 以上	/						
	アスファルトプラント	5-ロ	混練重量200kg以上							
コンクリートブロックマシン				5	合計が2.95kW以上					
コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械					合計が10kW以上					
穀物用製粉機		6	ロール式で7.5kW以上							
木材加工機械	ドラムバーカー	7-イ		6-イ						
	チップパー	7-ロ	2.25kW以上	6-ロ	2.2kW以上					
	碎木機	7-ハ		/						
	帯のご盤	7-ニ	製材用は15kW以上、木工用は2.25kW以上							
	丸のご盤	7-ホ	製材用は15kW以上、木工用は2.25kW以上							
	かんな盤	7-ヘ	2.25kW以上							
抄紙機		8								
印刷機械		9	原動機を用いるもの					7	2.2kW以上	
ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機				8	カレンダーロール機以外で30kW以上					
合成樹脂用射出成形機		10		9						
鋳造型機		11	ジョルト式のもの	10	ジョルト式のもの					

※9.8キロニュートン=1トン 294キロニュートン=30トン

手続きの流れ



※原則として、届出受理後、30日経過しないと工事に着工できません。

※北区は、特定施設から発生する騒音・振動が規制基準に適合しないことにより周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、受理日から30日以内に限り、届出者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、騒音・振動の防止の方法又は特定施設の使用の方法若しくは配置に関する計画を変更すべきことを勧告することができます。

(騒音規制法第9条、振動規制法第9条)

※特定施設設置後、確認のために立入を行う場合があります。

設置時の届出

<特定施設の設置届に必要な書類>

- 特定施設設置届出書（様式第1）
- 特定施設設置届出書別紙（騒音（振動）の防止の方法）
基礎図などを添付し、出来る限り具体的に示すこと。
- 特定施設の配置図
- 特定工場等及びその附近の見取図
同一敷地に複数の建屋があり、特定施設が分散している場合などは、敷地・建物配置図等

※ 届出書類は全て正副2部作成して提出して下さい。



捨印をお願いします



特定施設設置届出書

〇〇年 〇月 〇日

東京都北区長 殿

会社の代表取締役印

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
〒114-8508 東京都北区王子本町1-15-22
株式会社 北区役所
代表取締役 北区太郎



騒音規制法第6条第1項の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	株式会社北区役所 第4工場		※整理番号		
工場又は事業場の所在地	北区王子本町1-15-22		※受理年月日	年 月 日	
工場又は事業場の事業内容	金属プレス業		※施設番号		
常時使用する従業員数	7人		※審査結果		
△騒音の防止の方法	別紙のとおり。		※備考		
特定施設の種類	型式	公称能力	数	使用開始時刻 (時・分)	使用終了時刻 (時・分)
液圧プレス	〇〇	45t	2	9:00	17:00
書ききれない場合などは、別添でお願いします。					

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄には、騒音規制法施行令別表第1に掲げる項番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
 - 2 騒音の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、消音器の設置、音源室内の防音措置、遮音屏の設置等騒音の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用すること。
 - 3 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
 - 5 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。

騒音の防止の方法

建物関係 1. 木造り 2. 鉄骨造り 3. 鉄筋コンクリート造り 4. コンクリートブロック造り 5. その他	屋根	1. 日本瓦 2. 厚型スレート 3. 金属屋根 4. スレート 5. その他
	外壁	1. モルタル壁 2. スレート張 3. 板張 4. 金属
	内壁	1. 吸音板 (材料名) 2. その他 (材料名)
	天井	1. 吸音板 (材料名ウレタン) 2. その他 (材料名)
	開口部	1. 木製 2. 鉄製 3. 一重窓 4. 二重窓 5. 硝子厚 mm
敷地周囲の状況	1. コンクリートブロック塀 高さ m・厚 cm 2. 万年塀 高さ m・厚 cm 3. その他 (材料名及び高さ厚さ) ネットフェンス H=1m 4. 塀及び囲い等なし 上記の位置は別図配置図に記入した。	
機械基盤の形状及び材質等	1. 材質 コンクリート 2. 寸法 高さ 20 cm・縦 15 cm・横 20 cm 3. 根入り深さ 地盤より cm 4. 防振ゴムの設置 有り 5. 同上なし	
備考 その他騒音防止に関する事項	作業時は開口部を閉める 換気口に防音材を貼りつける 機械基礎はコンクリートにする	

代表
者印

様式第1 (第4条関係)

特定施設設置届出書

〇〇年 〇月 〇〇日

東京都北区長 殿

会社の代表取締役印

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

〒114-8508 東京都北区王子本町1-15-22
株式会社 北区役所
代表取締役 北区太郎

代表
者印

振動規制法第6条第1項の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	株式会社北区役所 第4工場		※整理番号			
工場又は事業場の所在地	北区王子本町1-15-22		※受理年月日	年 月 日		
工場又は事業場の事業内容	金属プレス業		※施設番号			
常時使用する従業員数	7人		※審査結果			
振動の防止の方法	別紙のとおり。		※備考			
特定施設の種類の種類	型式	公称能力	数	使用開始時刻 (時・分)	使用終了時刻 (時・分)	
	液圧プレス	〇〇	45t	2	9:00	17:00
	機械プレス	〇〇	25t	1	9:00	17:00
	書ききれない場合などは、別添でお願いします。					

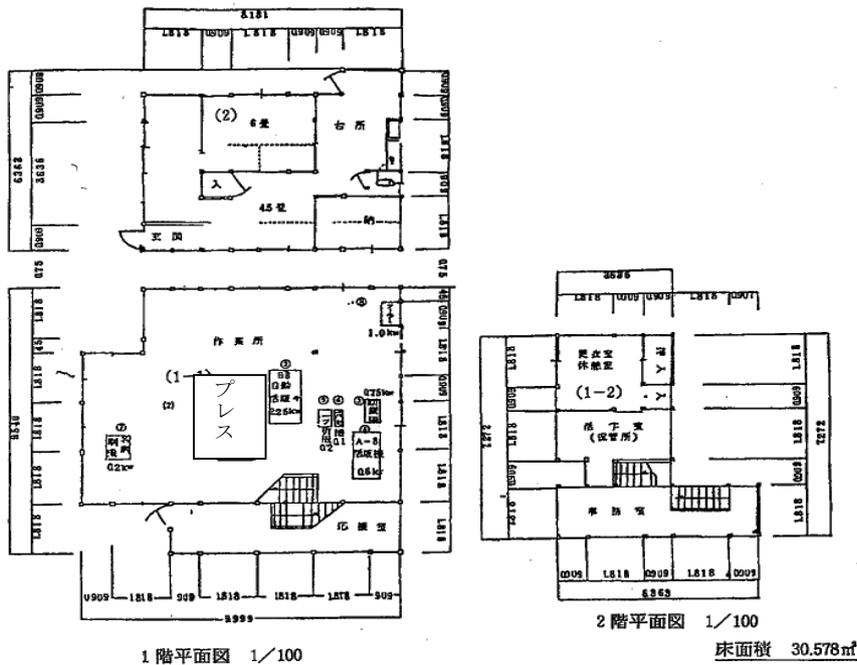
- 備考
- 1 特定施設の種類の欄には、振動規制法施行令別表第1に掲げる項番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
 - 2 振動の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、吊基礎、直接支持基礎（板ばね、コイルばね等を使用するもの）、空気ばねの設置等振動の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用すること。
 - 3 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
 - 5 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。

振 動 の 防 止 の 方 法		
建 物 の 構 造	1	木 造
	2	鉄 骨 造
	3	鉄 筋 コ ン ク リ ー ト 造
	4	コ ン ク リ ー ト ブ ロ ッ ク 造
	5	そ の 他 ()
建 物 の 階 数		地 下 1 階 地 上 3 階
振 動 の 防 止 方 法	1	コ ン ク リ ー ト 基 礎
		寸 法
		高 さ 20 cm ・ 縦 15 cm ・ 横 20 cm 根 入 り 深 さ 地 盤 よ り cm
	2	吊 り 基 盤
	3	防 振 ゴ ム
	4	板 ば ね
	5	コ イ ル ば ね
	6	空 気 ば ね
7	そ の 他 ()	
備 考		<p>作業時は開口部を閉める</p> <p>機械基礎はコンクリートにする</p>
その他振動防止に関する事項		

別紙：添付図面等の例

① 特定施設の配置図

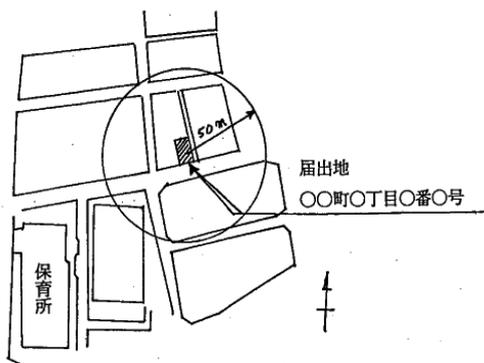
工場内の特定施設の配置が判るもの



② 特定工場及び附近の見取図

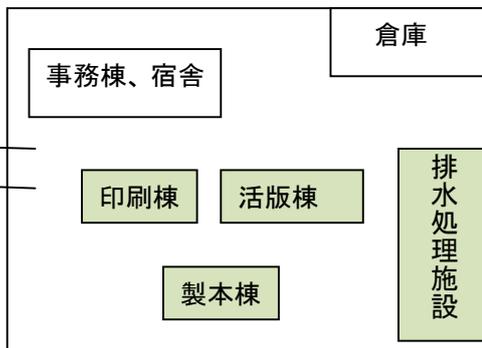
特定工場と近隣との位置関係が判るもの

見取図



③ 敷地・建物の配置図

敷地が広い場合などに、敷地内の建物の配置が判るもの



※ 附近の見取図の注意

市販の住宅地図などを使用する際は、著作権者の承諾を得た著作物の複製物を添付してください。

設置・変更時の届出一覧

騒音規制法・振動規制法の両方に該当する特定施設は、それぞれの法律毎の届出が必要になります。

また、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（以下、環境確保条例）に基づく工場認可もしくは指定作業場の届出がある場合は、条例に基づく各種届出も別途必要になる場合があります。

＜手続一覧＞

手続の種類	手続の内容	提出期限	根拠及び様式
特定施設設置届出書	・新たに特定施設を設置しようとするとき。	工事開始日の 30 日前まで	騒音規制法第 6 条 振動規制法第 6 条 様式第 1
種類ごとの数変更届出書（騒音）	・特定施設の種類ごとの数が 2 倍を超えて増加するとき。	変更に係る工事開始の 30 日前まで	騒音規制法第 8 条 様式第 3
種類及び能力ごとの数又は特定施設の使用の方法変更届出書（振動）	・種類及び能力ごとの数又は特定施設の使用の方法を変更するとき。	変更に係る工事開始の 30 日前まで	振動規制法第 8 条 様式第 3
騒音（振動）の防止の方法変更届出書	・騒音（振動）の防止の方法を変更することに伴い、騒音の大きさが増加するとき。	変更の 30 日前まで	騒音規制法第 8 条 振動規制法第 8 条 様式第 4
氏名等変更届出書	・届出者の氏名又は名称および住所、法人の代表者を変えたとき。 ・所在地が住居表示の変更等により変更したとき。	変更の日から 30 日以内	騒音規制法第 10 条 振動規制法第 10 条 様式第 6
承継届出書	・特定施設の全てを譲り受け、又は借り受けたとき。 ・相続、合併、分割により特定施設の全てを承継したとき。	承継した日から 30 日以内	騒音規制法第 11 条 振動規制法第 11 条 様式第 8
特定施設使用全廃届出書	・特定施設の全ての使用を廃止したとき。	廃止した日から 30 日以内	騒音規制法第 10 条 振動規制法第 10 条 様式第 7

※届出様式は、北区のホームページ <http://www.city.kita.tokyo.jp/cgi-bin/search/digital.cgi> と環境省のホームページ <http://www.env.go.jp/info/one-stop/> にも掲載されています。

届出についてQ&A

Q1 騒音規制法の「種類ごとの変更届出書」を提出する場合の具体例は？

A1 直近の届出により届け出た数に対し、

①特定施設の種類ごとの数を増加する場合。

例) 機械プレス5台の届出に対し、2倍を超える数(6台以上)を増設して11台以上にする場合・・・要届出

②特定施設の更新の場合及び、特定施設の大型化(例えば490キロニュートンのプレスを980キロニュートンのプレスにする場合)・・・届出不要

③設置していなかった種類の特定施設を追加で設置する場合。(例えば、機械プレス5台を2台に減少し、代わりに液圧プレスを1台設置する場合)・・・要届出

④特定施設の種類ごとの数を減少する場合・・・届出不要

例) 機械プレス5台を4台にする場合。

※環境課に相談して下さい。

※全てなくす場合は、「特定施設使用全廃届出書」による届出が必要。

Q2 振動規制法の「種類及び能力ごとの数又は特定施設の使用の方法変更届出書」を提出する場合の具体例は？

A2 「種類及び能力ごとの数」

①特定施設の種類及び能力ごとの数を増加しない場合

例) 1.5kWのせん断機5台を4台とする場合・・・届出不要

②特定施設の種類及び能力ごとの数を増加する場合・・・要届出

③特定施設の更新により、新たな能力の特定施設が設置される場合には、既に届け出た台数以内であっても・・・要届出

「特定施設の使用の方法」

例) 特定施設の使用開始時刻の繰り上げ又は使用終了時刻の繰り下げを伴う場合・・・要届出

Q3 工場等の移転により、所在地が変更される時は？

A3 もとの場所の特定施設については、特定施設使用全廃届出が必要になります。

移転先については、特定施設設置届の手続きが必要になります。

※特定施設の増設と騒音防止の方法変更を同時に行う場合には、騒音規制法の「種類ごとの変更届出書」及び「騒音の防止の方法変更届出書」の両方が必要になる場合があります。

※騒音規制法と振動規制法では、特定施設の台数等の変更届出の取扱いが異なります。

特定施設についてQ&A

Q1 空調機の圧縮機は、振動規制法の特定施設に該当するか。

A1 振動規制法の特定施設の圧縮機とは、日本標準商品分類の「圧縮機」です。
空調機は振動規制法の特定施設に該当しません。

Q2 冷却塔の送風機は特定施設に該当するか。

A2 定格出力が 7.5kW 以上の場合は、騒音規制法の特定施設の送風機に該当し、届出が必要です。

Q3 金属加工機械、空気圧縮機などで、原動機の定格出力が特定施設に該当しない場合は、届出をしなくても良いか。

A3 特定施設に該当しない場合は、騒音規制法・振動規制法に基づく届出は不要です。
※特定施設に該当しなくても、環境確保条例に基づく工場認可等が必要な場合があるので、環境課へ相談して下さい。

Q4 定格出力が 5.5kW の原動機を 3 台備えた空気圧縮機は、特定施設に該当するのか。

A4 空気圧縮機は、原動機 1 台あたりの定格出力が 7.5kW 以上のものに限り特定施設です。ので、特定施設には該当しません。

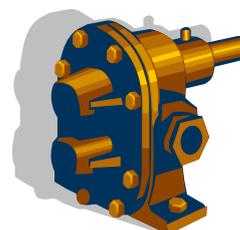
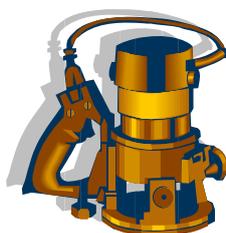
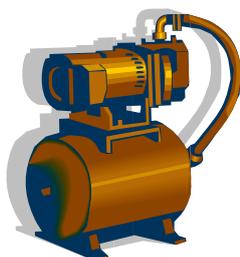
Q5 20kW と 10kW の定格出力の原動機を 1 台ずつ備えた圧延機械は、特定施設に該当するのか。

A5 圧延機は、原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上のものに限り特定施設です。原動機の定格出力の合計が 30kW となり、特定施設に該当します。

Q6 馬力数表示の機械の定格出力の解釈は？

A6 馬力数で表示された施設の定格出力の算出は、1 馬力が 0.746kW に相当するものとして取り扱います。

すなわち、5 馬力 (5PS、5HP の表示)、あるいは 3 馬力 (3PS、5HP の表示) については、それぞれ 3.73kW、2.24kW となります。



公害防止の方法

特定施設を設置する際には、近隣に十分配慮してください。また、設置後の特定施設のメンテナンスを適正に行うことで、想定外の騒音・振動などの発生予防に繋がります。

騒音規制法・振動規制法による特定施設の騒音・振動などの規制基準の他、環境確保条例第52条及び第136条によりアイドリングストップや条例上の騒音・振動などの規制基準を遵守しなくてはなりません。

そのため、工場への機材の搬入、人や車の出入りの際などにはアイドリングストップを行い、搬入時に発生する音や話し声などにも配慮するようにして下さい。

<騒音・振動対策>

騒音対策

- ・低騒音型の機械を選択する。
- ・騒音発生源を壁などで囲う。
- ・出入口・窓を閉める。
- ・出入口・窓は遮音性能が高いサッシ等にする。

振動対策

- ・低振動型の機械を選択する。
- ・防振対策：コンクリートを厚くする、防振ゴムを取り付ける。

<その他>

大気汚染対策

- ・ボイラー：低硫黄燃料（特A重油、都市ガス等）にする。
- ・焼却炉：使用を控える。排出基準超過の焼却炉は使用できません。
- ・クリーニング：密閉型機械を使用する。排気ダクト設置の際は周囲の状況を考慮する。

水質汚濁対策

- ・油水分離槽などのトラップを設置し、定期的に清掃する。
- ・有害物質や大量の汚水等を排出する場合は、排水処理施設を設置する。

悪臭対策

- ・適正な換気装置と脱臭装置を設置する。

その他

- ・公害防止のために、塀等の設置や自動車の出入り口の制限等が環境確保条例で定められています。

特定工場等に係る規制基準

騒音規制法の特特定工場等に係る規制基準

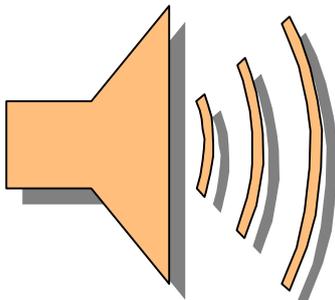
(法第4条、第5条、平成15年4月東京都北区告示第99号、第100号)

(単位：デシベル)

	区域の区分	敷地の境界における音量				
	あてはめ地域	時間の区分				
		6時 朝	8時 昼間	19時 夕	23時 夜間	6時
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 これらに接する地先及び水面	40	45	40	40	
第2種区域	第1種中高層住居専用地域 (第1種区域を除く) 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 ※ 第1特別地域 用途地域の定めのない地域	45	50	45	45	20時
第3種区域	近隣商業地域 (第1特別地域を除く) 商業地域 (第1特別地域を除く) 準工業地域 (第1特別地域を除く) ※ 第2特別地域 これらに接する地先及び水面	55	60	55	50	
第4種区域	工業地域 (第1特別地域及び第2特別地域を除く) これらに接する地先及び水面	60	70	60	55	

※第1特別地域とは、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域のうち第1種区域に接する地域であって第1種区域の周囲30メートル以内の地域をいう。
 ※第2特別地域とは、工業地域(第1特別地域を除く)のうち第2種区域(第1特別地域を除く)に接する地域であって第2種区域の周囲30メートル以内の地域をいう。

ただし、第2種、第3種又は第4種区域の区域内の学校、保育所、病院、診療所(有床)、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内(第1特別地域及び第2特別地域を除く。)における規制基準は、各欄に定める値から5デシベルを減じた値とする。



振動規制法の特定工場等に係る規制基準

(法第4条、第5条、平成15年4月東京都北区告示第103号、第104号)

(単位：デシベル)

区域の区分	あてはめ地域	敷地の境界における振動の大きさ				
		8時	昼間	19時	夜間	8時
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域		60		55	
						20時
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 これらに接する地先及び水面		65		60	

学校、保育所、病院、診療所（有床）、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める値から5デシベルを減じた値とする。

特定工場等に関する法律

<特定工場における公害防止組織の整備に関する法律>

○対象工場

・指定区域内に以下の騒音発生施設を設置している工場（特定工場）

- ①機械プレス（呼び加圧能力が980キロニュートン以上のものに限る）
- ②鍛造機（落下部分の重量が1t以上のハンマー）

・指定区域内に以下の振動発生施設を設置している工場（特定工場）

- ①液圧プレス（呼び加圧能力が2941キロニュートン以上、ただし矯正プレスを除く）
- ②機械プレス（呼び加圧能力が980キロニュートン以上）
- ③鍛造機（落下部分の重量が1t以上のハンマー）

○公害防止統括者の設置

上記特定工場のうち、常時使用する従業員数が21名以上の工場

○公害防止管理者の設置

上記特定工場全て

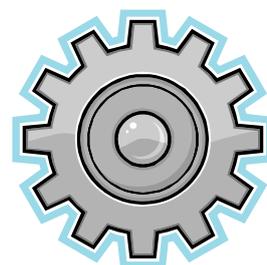
特定施設の騒音・振動レベル

<騒音>

施設名	騒音レベル (デシベル)
圧延機	91～107
製管機械	104～110
ベンディングマシン	80～105
液圧プレス	85～115
機械プレス	93～108
せん断機	80～95
鍛造機 〔エアハンマー 100～105 スプリングハンマ 95～98 製釘機 95～105 製鋌機 85～90〕	85～105
ワイヤーフォーミングマシン	85～100
ブラスト	75～115
タンブラー	85～110
空気圧縮機	80～105
送風機	90～110
土石用又は鉱物用の破碎機・ 摩砕機・ふるい及び分級機	80～100

施設名	騒音レベル (デシベル)
織機 〔カーペット織機 85～105 毛布織機 95～105 タオル織機 90～95〕	80～103
コンクリートプラント	95～108
アスファルトプラント	100～105
穀物用製粉機	84～105
ドラムバーカー	85～
チッパー	100～105
碎木機	85～100
帯のこ盤及び丸のこ盤	80～104
かなな盤	95～100
抄紙機	75～125
印刷機械 〔輪転機 85～90 オフセット印刷機 85～90 活版印刷機 80～98〕	80～98
合成樹脂用射出成形機	85～95
鑄造型機	95～105

(出典) 東京都公害防止管理者講習テキスト 平成 24 年 6 月発行



<振動>

施設名	振動レベル(デシベル)				備考 (サンプル数)
	施設からの距離				
	5m	10m	20m	30m	
液圧プレス	68 (58)	64 (54)	60	57	19 7
機械プレス	68 (56)	65 (51)	62	61	70 17
せん断機	64 (64)	60 (60)	57	55	20 13
鍛造機	81 (77)	78 (73)	75	73	60 21
ワイヤーフォーミングマシン	64	52	—	—	13
圧縮機 (往復式圧縮機)	64 (55)	61 (49)	58	56	24 19
(回転式圧縮機)	(48)	(42)			6
破碎機	67	62	58	56	8
摩砕機	64	54	—	—	2
ふるい及び分級機	67	64	65	—	3
織機	71 (55)	67 (49)	63	61	9 20
コンクリートブロックマシン及びコンクリート管製造機	69	62	58	52	4
ドラムバーカ	71	67	63	60	5
チッパー	68	63	58	55	4
印刷機械	65	61	—	—	2
合成樹脂用射出成形機	61 (57)	57 (52)	53	51	20 8
鋳造型機	77	72	66	63	6
ゴム・ビニール用ロール機	61	56	—	—	9

(注) 振動レベルは、公的機関で昭和48年当時測定したものを集計し平均したものを例示した。なお、測定条件等は必ずしも統一されていない。

() 内の数値(振動レベル)は、昭和58年～60年度に実測されたものを集計し平均してある。

(出典) 東京都公害防止管理者講習テキスト 平成24年6月発行

日常生活の騒音・振動レベル

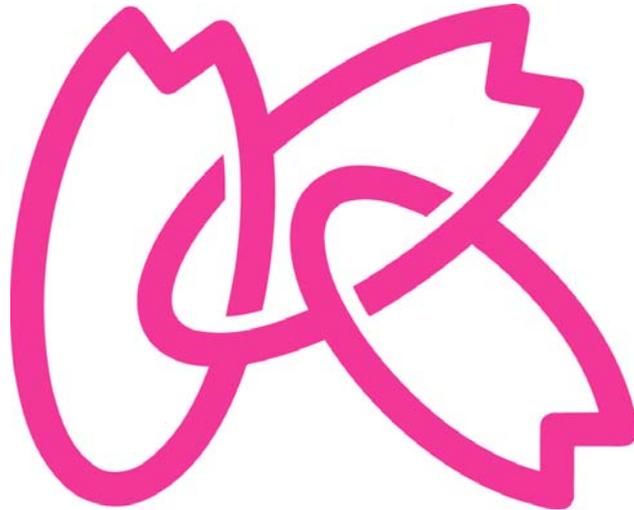
<騒音>

デシベル	め や す
120	飛行機のエンジンの近く
110	自動車の警笛（前方 2m）
100	電車が通るときのガード下
90	大声による独唱、騒々しい工場内・ピアノ
80	地下鉄の車内
70	掃除機、騒々しい事務所
60	静かな乗用車、普通の会話
50	静かな事務所
40	深夜の市内、図書館
30	ささやき声
20	木の葉のふれあう音



<振動>

震度階	名称	被害損傷の状況	振動レベル (デシベル 換算値)
震度 0	無感	人体に感じないで地震計に記録される程度	55 以下
震度 1	微震	静止している人や、とくに地震に注意深い人だけに感じる程度	55~65
震度 2	軽震	大勢の人に感ずる程度のもので、戸障子が僅かに動くのがわかる程度	65~75
震度 3	弱震	家屋が揺れ、戸障子がガタガタと鳴動し、電灯が揺れ、器内の水面が動くのがわかる程度	75~85
震度 4	中震	家屋の動揺がはげしく、すわりの悪い花びんなどは倒れ、器内の水があふれ、歩いている人にも感じられ、多くの人が戸外に飛び出す程度	85~95
震度 5	強震	壁が割れ、墓石・石灯籠が倒れ、煙突・石垣が破損したりする程度	95~105
震度 6	烈震	家屋の倒壊は 30%以下で、山崩れ、地割れが生じ、多くの人々は立っていることができない程度	105~110
震度 7	激震	家屋の倒壊が 30%以上に及び、山崩れ、地割れ、断層などが生じる程度	110 以上



「騒音規制法・振動規制法による 特定施設の手引き」

平成25年3月発行

発行 東京都北区生活環境部環境課

〒東京都北区王子1-12-4 TIC王子ビル2階(〒114-0002)

電話 03-3908-8611 (直通)

FAX 03-3906-8474

刊行物登録番号

24-1-127